

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する院内掲示

- 当院では厚生労働省の方針に従い、患者さんの負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。
- 医薬品の供給不足が発生した場合、薬剤の処方変更等に関して適切な対応を行います。
- 医薬品の供給状況によって薬剤の処方に変更となる可能性があります。その際には患者さんに説明いたします。

《後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは》

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効き目がある」と認められた医薬品です。既存の有効成分を使うことにより研究費が抑えられるため、価格が安く設定されています。

令和8年6月

病 院 長